

2月5日より

渡波北部地区の一部で

地名が変わります

渡波北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、2月5日(土)から渡波北部地区の住所が変更になります。住所や居所を表すときは、新しい住所をお使いください。

住所変更の届け出の手続きが法律で定めているものは、それぞれ関係本人の手続きが必要ですが、詳しくは、「通知書」に同封の「各種手続きについて」をご覧ください。

問 市民協働推進課（内線4234）

証明書自動交付機について
 該当地区にお住まいの方や本籍をおいている方は、新しい地名・地番への変更作業のため、2月5日(土)・6日(日)は市役所に設置している証明書自動交付機を利用できません。ご不便をお掛けしますが、ご理解願います。

問 市民課（内線2313）

変更後の町名	変更前の字名
新成一丁目	渡波字不動下、渡波字旭ヶ浦、流留字新堤下、流留字原、流留字垂水の各一部
新成二丁目	渡波字旭ヶ浦、流留字原、流留字新堤下の各一部
新成三丁目	流留字新堤下、流留字垂水の各一部



～妊婦の皆さんへ～
 平成23年1月からHTLV-1抗体検査が公費で受けることができます

HTLV-1とは、成人T細胞白血病や神経症状などを引き起こす原因となるウイルスです。

お母さんがこのウイルスを持っていると、授乳などで赤ちゃんに感染する可能性があります。

妊婦さんがウイルスを持っているかどうかを調べる血液検査が「HTLV-1抗体検査」です。

これまで、妊婦健康診査の初回に、任意で検査する項目としてきましたが、1月の母子手帳交付から「HTLV-1抗体検査」の助成券を添付します。また、既に母子手帳(別冊)交付を受けていて、まだ「HTLV-1抗体検査」を受けていない方には追加交付(個人通知)します。

今までこの検査を受けたことがない方、受けたかどうかかわからない方は、かかりつけの産婦人科医にご相談ください。

なお、既にHTLV-1抗体検査を受けた方は公費負担の対象になりませんので、ご了承ください。

問 健康推進課（内線2423）

行財政改革推進プラン(案)に対するご意見をお寄せください。

市では、新たに平成23年度から27年度までの「行財政改革推進プラン(案)」を策定しました。

このプラン(案)について、市民の皆さんから広くご意見(パブリック・コメント)を募集します。

いただいたご意見については、本プラン策定の参考資料にさせていただくとともに、後日、市の考え方をホームページ上で公表します。

募集期限 1月12日(水)

募集する案件名 石巻市行財政改革推進プラン(案)

※資料は、市役所4階の情報公開コーナー、各総合支所地域振興課、各支所でも閲覧することができます。

提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAXまたはEメールで提出してください。

申・問 〒986-8501〔住所不要〕

行政改革課（内線4043）・FAX 22-2454

Eメール isadminref@city.ishinomaki.lg.jp



交付再開します！ 太陽光発電システム補助金

設置費用の一部を補助します。

市では、平成22年11月1日(月)をもって申請額が当初の予算額に達したために太陽光発電システム補助金の受け付けを終了しましたが、1月4日(火)から再開することになりましたのでお知らせします。

◎個人

補助対象 次に掲げる要件をすべて満たす方

- ・市内に住所を有していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・平成22年4月1日以降に自らが所有する住宅(店舗、事務所などと兼用している場合も可)に太陽光発電システムを設置したこと

補助金交付額

設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり35,000円を乗じて得た金額(上限125,000円)

◎事業者

補助対象 次に掲げる要件をすべて満たす方

- ・市内に事業所を有していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・平成22年4月1日以降に自らが所有する店舗、事務所、倉庫など、またはその敷地に太陽光発電システムを設置したこと。ただし、太陽光発電システムの設置について市の他の補助制度を利用した場合は対象外となります。

補助金交付額

設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり35,000円を乗じて得た金額(上限500,000円)

申請方法

申請書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて、直接持参するか郵送(必ず書留など配達記録が残る方法)してください。なお、必要に応じて追加の関係書類を提出をいただきたく場合があります。

申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所で交付しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

受付期間

1月4日(火)～3月31日(木)

なお、申請額が予算の総額を超えた場合は、受け付けを締め切りますのでご了承願います。

※ご不明な点は、お問い合わせください。

申・問 〒986-8501(住所不要) 環境課(内線3363・3365)

石巻地区と北上地区の市・県民税申告相談受付会場の一部を変更します

市役所の移転に伴い、庁舎内での申告相談受付が可能となったことから、申告会場の見直しを行い、次のとおり変更することとなりました。また、北上地区においても北上公民館1カ所で申告受付を行うこととなりました。

なお、申告受付期間や行政区ごとの日程については、市報2月号でお知らせします。

問 税務課(内線3093) 北上総合支所市民生活課 ☎67-2112

【石巻地区】

地区名	現 行	変 更 後
駅前・中里・山下・釜・大街道・鹿妻・水明・湊・本庁地区	中央公民館、県合同庁舎、水明町民会館、鹿妻集会所、みなと荘、山下屋内運動場、釜会館、大街道分館	市役所3階多目的ホール
渡波地区	渡波公民館、流留集会所、石巻地区漁協小竹出張所	渡波公民館
荻浜地区	荻浜公民館、桃浦漁村センター	荻浜公民館
蛇田地区	向陽地区コミュニティセンター、蛇田公民館	現行のとおり
稲井地区	稲井公民館	
田代地区	田代島開発センター、大泊分館	

【北上地区】

地区名	現 行	変 更 後
北上地区	相川生活センター、北上公民館、北上保健センター	北上公民館

※上記以外の地区に会場の変更はありません。